

地域参加や外出を支援します

西条市

移動支援事業ガイドライン



LOVE SAIJO
まちへの愛が未来をつくる

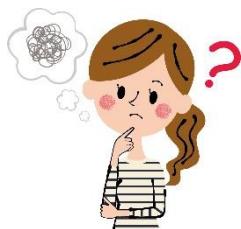
(令和5年4月版)

目 次

項 目		ページ
	はじめに	移動支援について、簡単にご説明します。 P.2
	利用対象者	移動支援サービスを利用できる方とは？ P.3
	利用の流れ	サービス利用の手順は？ P.4
	対象サービス	ヘルパーさんから受けられる支援内容は？ P.5
	利用時間	利用時間の上限について P.6
	利用者の利用負担額	自己負担金額について P.6
	負担上限月額	自己負担金額の月の上限について P.7
	Q & A	1.サービスの範囲や内容 2.利用条件 3.事業所との契約 P.8～

▼ 西条市では平成 28 年度から「障がい」という表記を導入しています。
 ただし、法令の名称や用語、また、機関や団体などの固有名詞などが「障害」を用いている場合は、そのまま漢字表記にしています。

《 は ジ め に お 読 み く だ さ い 》



Q. 移動支援事業ってなに…??

「移動支援事業」は、一人で外出することが難しい障がいのある方にヘルパーさんを派遣するサービスです。ヘルパーさんが利用者の方に付き添い、移動の手助けや交通機関の利用の補助などのサポートをします。



ヘルパーさんを利用する場合は、まず市役所に申請し、「受給者証」の発行を受けてください。

その後、利用したいヘルパー事業所にご連絡いただき、契約してください。

(※西条市に登録していない事業所ではサービスを受けることができません)

利用する方の状態やご希望により、利用可能な時間数などの条件がありますので、契約する事業所まで事前にご相談ください。



利 用 対 象 者



本市に住所を有する下記のいずれかの要件に当てはまる、外出時に支援が必要と認められる方です。

(1)身体障害者手帳の交付を受けている方

身体障害者福祉法(昭和 24 年法第 283 号)に定める身体障害者手帳の交付を受けている方で、一人で移動することが困難な方

(2)療育手帳の交付を受けている方

療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知)に定める療育手帳の交付を受けている方で、一人で移動することが困難な方

(3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、一人で移動することが困難な方

(4)その他

西条市福祉事務所長が(1)～(3)に掲げる方と同程度の障がいを有すると認めた方

▼ 「居住地特例」について

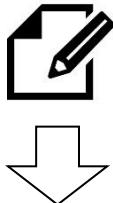
西条市では、地域生活支援事業の内容、趣旨、実施方法を踏まえ、障がい福祉サービスの運用(法第 19 条第 3 項)を準用し支給決定を行います。

これにより、本市に居住していない、西条市が援護の実施主体となる他市のグループホームに入居されている方等も対象者となる場合があります。

→ 利用の流れ

必ず事前のご相談が必要になります。

(1)申請



市役所の担当窓口へ利用申請をします。
市役所職員が、サービス利用に関する聞き取り調査を行います。

(2)決定



調査の内容をもとに審査を行い、移動支援の利用の可否と利用時間を決定します。
決定後、受給者証を送付します。

(3)事業所との相談



受給者証が届いたら、利用したいサービス事業所に相談をしてください。
事業者ごとに細かな支援の内容や派遣時間などが異なりますので、ご希望を伝えて事業者と調整を行ってください。

(4)契約



ご希望に沿った事業所が見つかりましたら、事業者と移動支援の内容について書面で契約を行います。
支援内容は、よく確認してから契約してください。

(5)利用開始



契約の内容に沿って、ヘルパーが支援します。

ヘルパー派遣の対象となるサービス

派遣対象となるサービス



派遣対象とならないサービス

上記に該当する場合であっても、次の場合は派遣の**対象となりません**。



- ▼ 特別な事情もなく、サービス提供事業所が派遣対象とならないサービスを提供した場合には、費用の請求ができません。
- ▼ 緊急一時的な場合は、当サービスを利用できる場合がありますので事前にご相談ください。

利用時間の制限

(1)利用時間

移動支援の利用時間は、**30** 時間／月を限度とします。

(2)身体介護有無の判定基準

該当の手当の受給権がある、重度の障がい者の方がヘルパーを利用する際には、事業所は「身体介護有」を算定することができます。

身体介護 有	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく障害児福祉手当及び特別障害者手当の受給権を有するもの(所得制限による支給停止の者を含む。)
身体介護 無	上記以外のもの

利用者の利用負担額

原則、1割負担です。

例1 「身体介護有り」の利用者区分でヘルパーを1時間利用した場合

$$\begin{array}{r} \text{3,880円} \\ \times \quad \quad \quad 0.1 \\ \hline \text{身体介護有りの単価} \qquad \qquad \quad \text{1割負担分} \qquad \qquad \quad \text{利用者負担額} \end{array}$$

上記の計算式のとおり、

ヘルパーを1時間利用した場合の負担金額は **388円** となります。

簡易単価表

	30分	1時間	1時間30分	2時間
身体介護有り	2,450円	3,880円	5,640円	6,440円
身体介護無し	1,010円	1,890円	2,640円	3,320円

▼ この表は、制度説明のための簡易な表です。詳しくは、西条市移動支援事業実施要綱をご確認ください。

ただし…

利用者負担額が高額になりすぎないように、月の上限額が決められています。

((次ページへ続く))

負擔上限月額

世帯(※)の課税状況などによって、次のように利用者負担上限額(月額)が決定されます。

【①障がい者（年齢が18歳以上）】

世帯の収入状況	負担上限月額
市町村民税非課税世帯	0 円
市町村民税課税世帯 *所得割 16 万円未満	9, 300 円
上記以外	37, 200 円

②障がい児（年齢が18歳未満）

世帯の収入状況	負担上限月額
市町村民税非課税世帯	0 円
市町村民税課税世帯 *所得割 16 万円未満	4,600 円
上記以外	37,200 円

※ 世帯とは

①障がい者の場合…本人及び配偶者

②障がい児の場合…原則、本人及び保護者の属する住民基本台帳での世帯員

例 2 前ページ例 1 の「ヘルパー1時間利用」を 20 回利用した場合

$$388 \text{ 円} \times 20 \text{ 回} = 7,760 \text{ 円}$$

例 1 のケースの自己負担金額	利用回数	合計金額
-----------------	------	------

計算では、自己負担金額の合計が 7,760円となります。サービス利用者が「②障がい児」である世帯の課税状況が「市町村民税課税世帯＊所得割 16万円未満＊」に該当する場合、

支払う金額は、負担上限月額である**4,600**円です。

- ▼ 詳しくは西条市障害者移動支援事業実施要綱をご確認ください。
 - ▼ 利用者負担額管理用紙を利用し上限額を超えないように注意してください。



Q&A

1. サービスの範囲や内容について

Q1 ヘルパーさんがしてくれる、具体的な支援の内容を教えてください。

A1 移動支援ヘルパーの業務は、外出から帰宅まで様々なことが行われます。利用者ごとの必要に応じていろいろな介護や介助が行われますので、ヘルパーさんにはケースに応じた対応をお願いしております。詳しくは、5ページの「3. ヘルパー派遣の対象となるサービス」をご確認ください。

Q2 目的地において支援を必要としない時間が生じたらどうすればいいですか。

A2 次のようなケースで、移動支援の行先や目的によっては、支援を必要としない時間が発生する場合があります。その時間については、事業所は費用の算定ができません。

- ・ 散髪に行ったが、散髪の最中は支援が不要だった
- ・ 映画館に行ったが、映画上映中は支援が不要だった
- ・ 結婚式に行ったが、利用者の親族で支援が出来たため、支援が不要だった

ただし、上記のケースでも、利用者の障がい特性により、見守り、声掛け、トイレ等の際の付き添い等が必要で、事業者が「支援が必要」と判断し「支援を行った」場合は、サービス提供とみなされる場合がありますので事前に西条市までご相談ください。

Q3 ヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援の報酬算定対象となりますか。

A3 ヘルパー自らが運転する場合、運転中は、「常時支援ができる状況にある」とは言えないため、移動支援の算定対象になりません。運転時間を除いて算定することになります。また、道路運送法に基づく福祉有償運送や介護タクシーでない場合、ヘルパー個人の車に乗ることはできません。

Q4 遠方で現地集合し移動支援を利用する場合や、片道支援で目的地まで送り届けた後の、ヘルパーが事業所に帰る時間は移動支援の算定対象となりますか。

A4 ヘルパーが利用者を直接支援していない時間は算定対象なりません。

Q5 移動支援事業者が所有する介護タクシーを利用した場合の料金はどうなりますか。

A5 移動支援事業と介護タクシーは別のものです。介護タクシー等を利用した場合の交通費は、利用者が全額負担します。西条市へは請求できませんので、ご注意ください。

Q6 移動支援利用中のヘルパーの交通費は誰が支払いますか。

A6 交通費や観劇・映画等の入場料については、支援を継続する必要がある場合、利用者が本人分とヘルパー分を負担することとなります。

Q7 移動支援利用中の食事代や弁当代は誰が支払いますか。

A7 利用者と一緒に必ず食事する必要はなく、食事をした場合はヘルパーの食事代は原則ヘルパー自身が負担します。ただし、会場への入室に食事代が含まれる場合など、利用者がヘルパーと一緒に食事をとることを希望した場合など、利用者の負担となる場合があります。

Q8 宿泊を伴う旅行等に利用できますか。

A8 宿泊を伴う旅行等に利用できます。ただしあらかじめ旅行計画を立て、西条市まで相談してください。長時間の支援になる場合、ヘルパーの労働環境に十分配慮し、支給決定を受けた時間数の範囲内で支援を受けるように配慮してください。

Q9 1人の利用者に2人のヘルパーが付き添うことはできますか。

A9 利用者の身体的理由や行動障害により、一人での支援が困難であると市が認めるケースがありますのでご相談ください。

Q10 ヘルパーが来たが、外出しなかった場合、サービスを受けたことになりますか。

A10 ヘルパーが訪問し、外出の準備や外出を促す支援を行った場合は、サービスを提供している時間が請求対象となります。ただし、外出までに相当な時間がかかる場合や長時間待っても外出しない状況が続く場合は、ヘルパーは支援計画を見直す等の対応をお願いします。

Q11 間隔を開けて1日2回以上サービスを利用することはできますか。

A11 可能です。間隔が2時間未満の場合は、それぞれのサービスに要した時間が合算され利用者負担額が請求されます。また、間隔が2時間以上の場合は、それぞれのサービス時間から個別に利用者負担額を請求されます。

Q12 施設、事業所等の提供する他の障がい福祉サービスを利用するための送迎に利用できますか。

A12 利用できません。ただし、介護者の病気、怪我、入院等の緊急一時的な理由により、移動支援を利用しないと障がい福祉サービスを利用できなくなってしまう恐れがある場合で、障がいにより、代わりとなる公共交通機関等の移動手段が利用できない場合など、利用者のおかれる状況を勘案し特別に利用が認められる場合があります。

2. 利用条件について

Q13 4ページの利用対象者にある「その他」とはどんな人を指しますか。

A13 西条市では、障がい者手帳を持つ重度の障がい者をサービスの利用対象者としていますが、難病等やその他のやむを得ない理由により障がい者手帳を取得出来ない方で、障がい者手帳を持つ方と同等の障がい状況にある方もサービス利用できる場合があります。

Q14 介護保険、障がい福祉サービス、移動支援事業の利用の区別がわからないのですが、どれが優先されますか。

A14 介護保険で対応できるサービスは、介護保険サービスが優先されます。通院・公共機関への手続き代行、普段必要な買い物代行などについては介護保険に含まれるため、介護保険対象者は利用できません。

障がい福祉サービスである行動援護や同行援護の対象となる方も、支援内容が同じ場合は障がい福祉サービスが優先されます。

Q15 支給決定された利用時間数の上限を超えて利用することはできますか。

A15 できません。上限を超えて、利用者と事業所が個別に契約することは可能ですが、超えた部分の公的補助はありません。

Q16 施設入所中や入院時は利用できますか。

A16 原則、施設入所中や入院時の利用はできません。ただし、帰省時や一時帰宅時(帰省した翌日から施設や病院に戻る前日まで)などには利用できます。入退院時の付き添いや施設へ戻る時には利用できません。

Q17 通学、通所、通院の送迎は利用できますか。

A17 原則、通年かつ長期にわたる場合は利用できません。ただし、特段の事情があり、かつ一時的な利用となることが明確な場合は利用を認めることができます。利用する場合は支援計画やケースごとの取り決めを明確にする必要があります。

Q18 目的地のみでの移動支援の利用は可能ですか。

A18 原則不可となります。ただし、サービスの始点または終点のいずれかが利用者の居宅であり、次にあげる要件を満たす場合は片道または目的地のみのサービスであっても利用を認める場合があります。

- (1)障がい者の安全が確保されること。
- (2)起点及び終点にて指定事業者と介護者等との間で、サービスの開始及び終了の意思表示がされ引継ぎが確実に行われること。
- (3)(1)及び(2)の要件が担保され、西条市福祉事務所長がサービス利用が適当であると認める場合

Q19 行動援護、同行援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援の利用者でも移動支援は利用できますか。

A19 移動に関する支援がサービス内容に含まれているため、支援内容が同じ場合は原則利用不可となります。ただし、障がい状況等により一部移動支援の利用を認めているケースがあります。個別にご相談ください。

Q20 申請前に担当の相談支援専門員へ伝える必要がありますか。

A20 制度上必ずしもお伝えする必要はありませんが、相談支援専門員は、担当する方の心身の状況や置かれている環境などを勘案し総合的な援助方針を立てるため、出来るだけ事前に相談してください。

3. 事業所との契約について

Q21 事業所は利用を断ることができますか。

A21 障がい福祉サービスの居宅介護などと同様に、正当な理由が無ければ事業所は断ることができません。

Q22 キャンセル料の負担はどうなりますか。

A22 西条市では負担することができません。利用者と契約時に取り決めをお願いします。

Q23 利用できる事業所は1つだけですか。

A23 支給量の範囲内であれば、複数利用することができます。

Q24 事業者のあっせんは西条市が行ってくれますか。

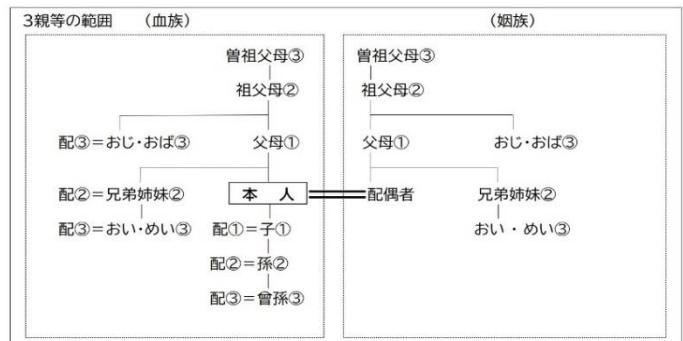
A24 移動支援事業は、利用者が自由に事業者と契約し、直接サービスを受ける仕組みとなっているため、市が間に入って調整をとったり、事業者のあっせんをしたりする事はありません。

Q25 市外の事業所を利用できますか。

A25 西条市の移動支援事業所として登録されていれば利用可能です。

Q26 ヘルパーは、家族に対して移動支援サービスを提供することができますか。

A26 同居家族である利用者に対しては、障害福祉サービスの居宅介護等と同様、認められません。また、別居の場合であっても、公的なサービスとして望ましい状態ではないため、3親等以内の親族に対するサービス提供を禁止する取り扱いとします。



お問い合わせ

西条市役所 社会福祉課 障がい支援係

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷 164 番地
TEL 0897-52-1214 FAX 0897-52-1294
MAIL shakaifukushi@saijo-city.jp

西部支所 市民福祉課

〒799-1371 愛媛県西条市周布 349 番地 1
TEL 0898-64-2700 FAX 0898-65-4363